

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：函館税関）

（審議対象期間 平成26年 1 月 1 日～平成26年 3 月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備 考
埠頭監視カメラシステム三式 賃貸借契約（再リース） 3式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 矢幅直彦 北海道函館市海岸町 2 4 - 4	平成26年1月15日	三菱電機クレジット株式会社 東京都品川区大崎 1 - 6 - 3	公募を実施した結果、埠頭監視カメラシステム三式の賃貸借契約（再リース）の業務履行可能な者が三菱電機クレジット株式会社しかなく競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	6, 589, 800円	—	—	
埠頭監視カメラシステム一式 賃貸借契約その1（再リース） 1式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 矢幅直彦 北海道函館市海岸町 2 4 - 4	平成26年1月15日	エム・エイチ・アイファイナンス株式会社 東京都港区港南 2 - 1 6 - 5	公募を実施した結果、埠頭監視カメラシステム一式の賃貸借契約その1（再リース）の業務履行可能な者がエム・エイチ・アイファイナンス株式会社しかなく競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	3, 160, 500円	—	—	
埠頭監視カメラシステム一式 賃貸借契約その2（再リース） 1式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 矢幅直彦 北海道函館市海岸町 2 4 - 4	平成26年1月15日	エム・エイチ・アイファイナンス株式会社 東京都港区港南 2 - 1 6 - 5	公募を実施した結果、埠頭監視カメラシステム一式の賃貸借契約その2（再リース）の業務履行可能な者がエム・エイチ・アイファイナンス株式会社しかなく競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	4, 579, 500円	—	—	
料金後納郵便	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 矢幅直彦 北海道函館市海岸町 2 4 - 4	平成25年4月1日	郵便事業株式会社函館支店 北海道函館市新川町 1 - 6	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社以外になく競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため	2, 246, 720円	@80円ほか	100%	—	単価契約 平成25年度支払実績額 2, 246, 720円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：函館税関）

（審議対象期間 平成26年 1 月 1 日～平成26年 3 月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備 考
電話料	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 矢幅直彦 北海道函館市海岸町 2 4 - 4	—	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿 3 - 1 9 - 2	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため	—	—	—	—	長期継続契約 単価契約 平成25年度支払実績額 7,003,158円
電話料	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 矢幅直彦 北海道函館市海岸町 2 4 - 4	—	西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町 3 - 1 5	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため	—	—	—	—	長期継続契約 単価契約 平成25年度支払実績額 1,594,104円
電話料	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 矢幅直彦 北海道函館市海岸町 2 4 - 4	—	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 6	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため	—	—	—	—	長期継続契約 単価契約 平成25年度支払実績額 1,513,663円